

相談を受け付けたあとの調整では  
合意に至らなかった場合の手続き（案）  
（条例にもとづく あっせん等の手続き）

(1) あっせんの申立て

障害のある人等が市長に対して行い、  
市長が協議会に行うよう求める



茨木市障害者差別解消支援協議会

部会を設置し、あっせんを行わせる

会長が5人程度指名



部 会

事案の調査



あっせん案の作成



(2) あっせん案の提示

あっせんの受諾

あっせんの不受諾  
または従わない場合

状況の改善

状況が改善されない場合

(3) 市長による勧告

相手方への意見の聴取のうえ  
必要と認めた場合

(4) 市長による公表

相手方への意見の聴取のうえ  
必要と認めた場合

状況の改善

事  
案  
の  
終  
結